

災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書

茨城県塗装工業組合

水 戸 市

災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と茨城県塗装工業組合（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合における建物の汚泥洗浄等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して高圧洗浄機等を使用した支援協力（以下「支援協力」という。）を得るにあたって、必要な事項を定める。

（支援の協力要請）

第2条 甲は、市の公共施設及び避難所における応急対策業務のために、乙の会員の有する技術、労力及び資機材が必要と判断したときは、乙に対し支援協力を要請することができるものとする。

なお、対象は市の公共施設を原則とするが、市内の被災状況等を踏まえた甲と乙との協議により、市の公共施設以外の施設を対象とすることを妨げない。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 支援協力の実施に要する経費は、乙が負担する。

（支援協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときには、速やかに応急対策業務を実施し、結果を甲に報告するものとする。

（支援協力の連絡体制）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく支援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに報告するものとする。

（責務）

第6条 甲は、乙の支援協力が無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に十分配慮しなければならない。

2 乙は、応急対策業務にあたる会員の編成、現場での作業の遂行について、乙の責任において支援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

3 乙及び乙の会員は、支援協力に参加したことを持って、甲に対し、請負等契約に基づく工事の受注を求めてはならない。

(災害情報の提供)

第7条 乙は、応急対策業務実施中に覚知した災害等の情報を速やかに甲に提供する。

(事務局)

第8条 この協定の施行に関し、甲は防災・危機管理課に、乙は茨城県塗装工業組合にそれぞれ事務局を置く。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかが協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月20日

水戸市中央1-4-1
甲 水戸市
水戸市長 高橋 靖

水戸市千波町1853-1
乙 茨城県塗装工業組合
理事長 佐藤 雅彦